

荘内銀行 印鑑レス口座 特約

1. 特約の適用範囲等

- (1) この特約は、スマートフォン、タブレット等を用い非対面取引による「普通預金」口座開設（含むわたしの支店）において通帳を発行せず印鑑の届出をおこなわない口座（以下、印鑑レス口座）に適用される事項を定めます。
- (2) この特約は、「総合口座取引規定」および「普通預金規定」の一部を構成するとともに同規定と一体として取り扱われるものとします。
- (3) この特約に定めがない事項に関しては「総合口座取引規定」、「普通預金規定」、「荘銀キャッシュカード規定」、「荘銀ダイレクト利用規定」、「通帳レス口座 特約」など関連する規定（以下、総称して「関連規定」といいます。）により取扱います。
- (4) この特約において使用される語句は、この特約において定義されるもののほかは、「関連規定」に従います。

2. 印鑑レス口座

- (1) 印鑑レス口座とは、取引口座の開設にあたり、当行への印鑑の届け出をおこなわない口座をいいます。
- (2) 印鑑レス口座を開設できるのは、印鑑レス口座を事業用として利用しない個人のお客さまとします。
- (3) 印鑑レス口座とできるのは、普通預金（総合口座の定期預金取引を含みます）口座とします。

3. 取引の制限

- (1) 印鑑レス口座を開設するには、預金口座を新規に開設してください。既にある預金口座を印鑑レス口座に変更することはできません。
- (2) 印鑑レス口座のご利用にあたっては、キャッシュカードの発行と個人インターネットバンキング「荘銀ダイレクト」（以下、「荘銀ダイレクト」といいます。）のご利用口座への登録を必須とします。
- (3) 印鑑レス口座では以下の取引をおこなうことはできません。
 - ① 法令等により印影を必要とする取引
 - ② 契約書に対し返済指定口座の届出印の押印が必要となる融資取引
 - ③ その他当行所定の取引

4. 預金の預入れ、払戻し、解約等

- (1) 印鑑レス口座での預金の預入れ、払戻し取引をおこなう場合、原則として、「荘銀ダイレクト」または現金自動入出金機の利用により、おこなうものとします。
- (2) 窓口にて預金の預入れ、払戻し、解約をする場合には、届出印鑑の提出に代えて、キャッシュカード、当行所定の本人確認書類の提示をいただくものとします。
- (3) 印鑑レス口座においてメールオーダー・サービスや収納機関を経由した口座振替サービスを利用する場合は、第5条にある届出印鑑の登録および口座振替登録の完了が必要となります。

- (4) 前(3)の印鑑登録および口座振替登録が未済により、お客さまに損害が生じた場合であっても、当行に故意または重大な過失があるときを除き、一切の責任を負わないものとします。

5. 印鑑レス口座から印鑑照合により本人認証をおこなう取引口座への変更

- (1) 印鑑レス口座を取引継続中のお客さまは、口座ごとに印鑑の届け出手続きをおこなうことで、印鑑レス口座を印鑑照合により本人認証をおこなう取引口座に変更することができます。
- (2) 印鑑の届け出手続きの際には、当行所定の本人確認書類の提示を求められることがあります。

6. 印鑑レス口座に係る荘銀ダイレクトの解約・ご利用口座の削除

- (1) 印鑑レス口座がご利用口座として登録されている荘銀ダイレクトを解約、または印鑑レス口座をご利用口座から削除(以下、総称して「荘銀ダイレクトの解約等」といいます。)した場合は、荘銀ダイレクトで当該預金口座の入出金明細を確認することができなくなりますので、印鑑レス口座を有通帳口座へ切り替えたうえで荘銀ダイレクトの解約等を申し込みしてください。
- (2) 荘銀ダイレクトの解約等により確認できなくなった印鑑レス口座の入出金明細は、窓口における当行所定の手続きにより確認することができます。この場合は、当行所定の手数料をいただきます。
- (3) 印鑑レス口座であっても荘銀ダイレクト利用規定に定める当行からの解約・取引停止事由に該当する場合は、当行はお客さまに通知することなく荘銀ダイレクトを解約・取引停止します。これにより確認できなくなった印鑑レス口座の入出金明細は、窓口にて当行所定の手続きにより確認してください。この場合は、当行所定の手数料をいただきます。

7. 特約の変更

この特約は、金利情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、内容を変更または改廃できるものとします。この場合は、当行は変更後の特約をホームページへ掲載すること等、当行所定の方法により告知し、その際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

(2020年3月24日現在)